

# 「山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準」の制定に対する意見募集の実施について

## 1 趣旨

これまで、一時保護施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 12 条の 4 第 1 項の規定により児童を保護するため児童相談所に設置する施設をいう。）の設備及び運営に関する基準については、児童養護施設の設備及び運営に関する基準を準用することとされてきました。

令和 6 年 4 月、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）が施行され、同法による改正後の法第 12 条の 4 第 2 項において、都道府県は、同条第 3 項の規定により一時保護施設の設備及び運営に関する基準について条例で定めることとされたことから、県においても一時保護施設の運営に当たり遵守すべき基準について新たに条例及び規則（以下「条例等」という。）を制定し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する予定としております。

この条例等の制定に当たり、県民の皆様から広く意見を募集します。

## 2 条例等で定める基準の考え方

### （1）条例等で定める基準の区分

県の条例等で基準を定めるに当たっては、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和 6 年内閣府令第 27 号。以下「府令」という。）に定める基準に従い又は参酌して定めることとされています。

なお、府令に定める基準は項目ごとに次の 2 つに分類されています。

従うべき基準	必ず国（府令）の基準に適合しなければならないもの
参酌すべき基準	国（府令）の基準を十分参酌したうえで、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができるもの

### （2）県の条例等における基準の考え方

条例等は、県の児童相談所の一時保護施設を対象とし、当該一時保護施設の「設備の基準」、「職員配置」、「職員の資格」などの基準を定めることとなります。

基準の内容については、本県の実情に照らし、府令と異なる内容を定める特別な事情等は認められないため、今回制定する条例等は、府令に定める基準（経過措置を含む。）どおりの内容としたいと考えています。

※府令については別紙を参照ください。

## 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日